2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規範第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「ＰＣ橋上部工工事かつ土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点が1,400点以上のＰＣ橋上部工工事と1,550点以上の土木工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「ＰＣ橋上部工工事かつ土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数がＰＣ橋上部工工事で1,400点以上と土木工事で1,550点以上であること。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「ＰＣ橋上部工工事かつ土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点が1,200点以上のＰＣ橋上部工工事と1,400点以上の土木工事を有している者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「ＰＣ橋上部工工事かつ土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数がＰＣ橋上部工工事で1,200点以上と土木工事で1,400点以上であること。）の２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員と為れないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

なお、提出できる施工実績は１件とする。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

片持張出架設工法により架設した最大支間長90m以上あるＰＣ箱桁橋（又は連続箱桁）の工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋脚の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

片持張出架設工法により架設した最大支間長45m以上あるＰＣ箱桁橋（又は連続箱桁）の工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、発注者が過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。

本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・工事目的物の大きな変更を伴うなどの契約単価の変更が生じる提案
・交通保安要員を追加配置する提案
・標準案を超える本線交通規制が必要な提案
・本線出入口を構造変更する提案

⑶　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、技術提案書に記載する文字サイズについては原則10ポイント以上を使用するものとする。また、「技術提案の内容」に付随して求める「具体的手法」や「提案の効果」、「検証・報告の方法」等の記載及び「説明用の図表・写真等」全てを含みＡ４サイズ片面１枚に１提案を収めるものとする。「説明用の図表・写真等」に記載する文字の大きさ（フォント）は、本文の文字と同じサイズとする。所定の枚数を超えている場合は「不採用」とする。

また、評価項目①～③に関する提案は、それぞれ最大２提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は「不採用」とする。また、提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。